

令和元年度岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議
第4回会議開催要項

日時 令和2年2月4日(火)
14:00～16:00
場所 岡山県庁分庁舎1階共用会議室101

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

・提言(案)について

・研究の表題について

・今後のスケジュールについて

令和2年3月中旬頃

令和2年5月下旬頃

【第5回会議】提言(案)について

提言手交、次期テーマについての意見聴取

3 そ の 他

4 閉 会

令和元年度岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員の会議委員

【任期 平成30年7月6日～令和2年7月5日】

番号	氏名	役職名	選出分野
1	井 辻 美 緒	(一社)やかげ小中高子ども連合代表理事	社会教育関係者
2	井 上 和 也	岡山県社会教育委員連絡協議会理事	社会教育関係者
3	大 西 泰 子	(一社)岡山県婦人協議会会長	社会教育・家庭教育関係者
4	小 田 幸 伸	高梁市教育委員会教育長	学識経験者
5	神 田 敏 和	岡山県PTA連合会会長	社会教育関係者
6	熊 谷 慎之輔	岡山大学大学院教育学研究科教授	学識経験者
7	清 水 玲 子	(株)山陽新聞社文化部部長	学識経験者
8	延 江 典 子	岡山県青年団協議会副会長	社会教育関係者
9	波 多 洋 治	岡山県議会議員	学識経験者
10	福 本 まゆみ	岡山県立総社南高等学校長	学校教育関係者
11	藤 井 弥 生	NPO法人輝くママ支援ネットワークぱらママ代表理事	家庭教育関係者
12	藤 木 茂 彦	(株)丸五代表取締役社長	学識経験者
13	松 本 俊 郎	放送大学岡山学習センター所長	学校教育関係者
14	村 上 岳	瀬戸内市民図書館長 (岡山県都市図書館協会副会長)	社会教育関係者
15	村 木 生 久	岡山県公民館連合会会長	社会教育関係者

(50音順)

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 議事運営等に関する申し合わせ事項

1 議事運営について

- (1) 会議は公開とする。ただし、会長が認めたときは非公開とすることができる。
- (2) 審議の経過及び結果の発表が必要な場合は、会長又は会長の指名する者が行う。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

2 議事要旨について

- (1) 議事要旨は公開とし、後日県のホームページに掲載する。

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

(1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。

(2) 傍聴人数に制限は設けませんが、会議室の制約上、傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。

なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

(1) 酒気を帯びていると認められる場合

(2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合

(3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 飲食すること。

(3) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。

(5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。

(7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。

研究の表題（タイトル）について

○前回会議提案のタイトル

- ・タイトル
 - （案1）子育て世代の親の学びについて
 - （案2）学校を核とした子育て世代の親の学びについて
 - （案3）学校を核とした子育て世代の親の効果的な学びの在り方について
 - （案4）子育て世代の親が子どもと一緒に学ぶ取組の推進
- ・サブタイトル
 - （案1）～学校を核にした学校行事やPTA等の取組を中心にして～
 - （案2）～〇〇学のすすめ～

○会議でいただいた御意見

- ・学校、家庭、地域の3者が重要だが、学びの主体は、「親・保護者」
- ・学ぶ拠点は、「学校という場」「学校を拠点にした学びの場」
- ・一緒に学ぶ相手は、「親・保護者同士」「地域の大人」「子ども」
- ・学校への負担について要注意

○新タイトル（案）

案1：人に注目した研究

→ 学校という場所を拠点にした事例を収集した研究

保護者・地域の大人・子どもと共に学ぶ取組の推進
～学校という場を拠点にした取組事例を中心に～

案2：場所に注目した研究

→ 場所から人につながるの重要性について言及

学校という場を拠点にした保護者の学びについて
～保護者・地域の大人・子どもと共に学ぶ取組の推進～

案3：保護者の学び

→ 4分割表の内容を説明したサブタイトル

保護者の学びについての事例研究
～学校という場を拠点に、保護者が保護者同士・地域の大人・子どもとの関わりを通して学ぶ取組の推進～

案4：4分割表の取組を「〇〇〇学」と名付けたもの

保護者の学びについての取組の推進
～〇〇〇学のススメ～

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
 - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

- 第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

- 第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

1 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

岡山県社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期に関する条例（抜粋）

（委員の委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、岡山県教育委員会が委嘱する。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、15名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、岡山県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解嘱することができる。

附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

岡山県社会教育委員の会議に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県社会教育委員（以下「委員」という。）をもつて構成される岡山県社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議に、議長及び副議長各一名を置き、委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は、委員としての在任期間とする。

3 議長は、会議を主宰する。議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

第3条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（専門部会）

第4条 会議に、議長が指名する委員をもつて構成する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会議から付託された事項の調査及び審議を行う。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選により定める。

4 部会長は、部会を招集し、主宰する。

5 部会長に事故のあるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（事務）

第5条 会議に関する事務は、教育庁生涯学習課においてつかさどる。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(仮) 保護者・地域の大人・子どもと共に学ぶ取組の推進 ～学校という場を拠点にした取組事例を中心に～ 【概要】

第1 現状と課題

1 家庭における保護者の役割と、保護者の学びについて

「…生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」(教育基本法第10条第1項)

2 保護者の現状について

(1) 講座や研修会への参加

- ・子育てをしている保護者の現状は、悩みや不安がある保護者は約4割程度
 - ・悩みや不安を解決するための講座や研修会への参加については低い
 - ・子育てや家庭教育について、「受けたことのある支援」や「受けてみたい支援」は、「特にない」と回答する保護者が多い
- 保護者自身の学びに向かう力は弱い

(2) 情報の収集

- ・情報入手先は「配偶者」「子育てをしている仲間」「インターネット」
- 必要な情報が得られていない保護者の存在

第2 テーマ設定

今回の研究では、全ての保護者が最も接点を持ちやすい学校に焦点を当て、県内外の好事例を収集し、学校行事やPTA等の取組における保護者の学びにつながる事例を整理することで、学校という場を拠点にして、保護者が保護者同士・地域の大人・子どもと関わりながら学ぶ意味や、効果的な取組について研究

研究テーマ

(仮) 保護者・地域の大人・子どもと共に学ぶ取組の推進
～ 学校という場を拠点にした取組事例を中心に ～

第3 事例の整理

1 事例の収集と整理の仕方について

(1) 事例の収集

県内	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動状況調査(平成28年度～平成30年度) 対象は、幼稚園、小学校、中学校のPTA活動(岡山市を除く)。 ・岡山県高等学校PTA連合会「会報」 平成23年度～令和元年度分に掲載された活動事例。
県外	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学大臣表彰 優良PTA表彰 平成28年度～平成30年度の事例。 ・平成29年度の全国都道府県教育長協議会の報告書(「今後の家庭教育支援の在り方について～定量的な効果検証の試みと好事例の収集～」)で紹介された事例 平成28年度～平成30年度PTCA活動支援事業(兵庫県)の事例。

(2) 事例の整理

- ・「保護者の学びにつながる事例」、「参加しにくい状況にある保護者に届く学びの事例」を収集
- ・その際、保護者の参加意欲の高まる工夫について、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、PTCA活動について着目

2 保護者の学びにつながる事例について

(1) 子どものために保護者が学ぶ取組

【取組の傾向】

- ・幼児や小学生への取組の方が多い

【保護者の学び】

- ・子どもに教える知識や技能の学び直し、また、教える方法を学ぶこと
- ・子どもを集団の中で俯瞰的に捉え、「見方・考え方の変化」を学ぶこと
- ・地域づくりを担う人材が地域の中で「循環」していることを学ぶこと

(2) 親子が互いに刺激し合いながら一緒に学ぶ取組

【取組の傾向】

- ・一緒に体験しながら学ぶ、幼児や小学生向けの取組
- ・一緒に議論しながら課題解決を目指す、中学生・高校生向けの取組

【取組の特徴】

- ・子どもと保護者が当事者として課題解決に向けて学ぶテーマ設定・子どもを巻き込むことで、保護者への参加のきっかけとなる

【保護者の学び】

- ・子どもの柔軟な発想に刺激されて保護者自身の深い学び
- ・親子で一緒に課題解決に向かう練習の場としての学び



※ ◎：県内の事例、○：県外の実例

(3) 社会に開かれた教育課程の推進

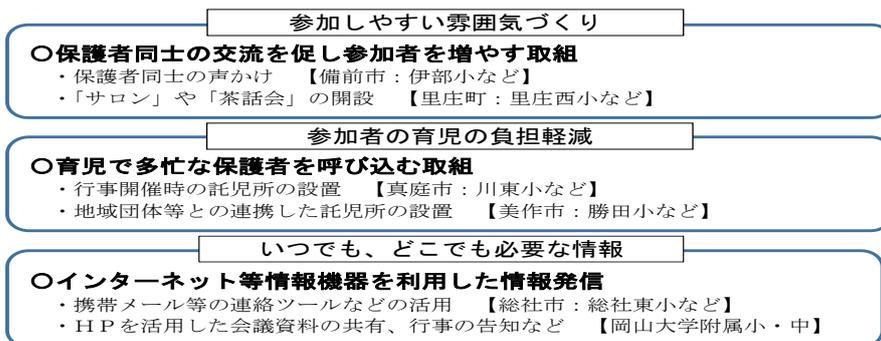
【学校という場の特徴】

- ・最も身近で、子どもをきっかけとして参加できる場
- ・日々の子育てで生じる悩みや不安を同じ立場の仲間と共有できる場
- ・保護者や子どもと一緒に学び合うことのできる場
- ・子どもの発達段階に合った子育ての情報の提供の場
- ・同世代の子どもの保護者とつながる接点の場
- ・地域とのつながりを与えてくれる接点の場

【地域学校協働活動の中での充実】

- ・保護者の学びに繋がる取組についてもコミュニティ・スクール等の仕組みを活用し、「協議の場」の中での検討

3 参加が困難な保護者への対応事例について



第4 提言

市町村・学校へ

- ① 今回整理した4分割表の活用を！
 - 「親子が互いに刺激し合いながら一緒に学ぶ取組」の充実
 - 「子どものために保護者が学ぶ取組」をきっかけにした地域づくり
 - 保護者の学びを地域学校協働活動の中で充実
 - 従来を取組を4分割表に当てはめ、整理することで見直しのきっかけづくり
- ② 困難を抱える保護者への対応を！
 - サロンなどの交流の場開設で「参加しやすい雰囲気づくり」
 - 行事開催日には託児所開設で「参加者育児の負担軽減」
 - インターネット等の活用で「いつでもどこでも必要な情報」

保護者・PTA等へ

- ① 子ども・保護者にとっての学びの場
 - 現代的課題や地域課題などを親子で一緒に学ぶ取組を推進
- ② 地域づくりを担う人材として
 - 多様な世代との交流を通して地域活動への参加、次世代への継承

(仮タイトル)

保護者・地域の大人・子どもと共に学ぶ取組の推進

～学校という場を拠点にした取組事例を中心に～

(提言)

令和2年〇月

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議

目 次

はじめに	3
第1 現状と課題	4
1 家庭における保護者の役割と、保護者の学びについて		
2 保護者の現状について		
(1) 講座や研修会への参加		
(2) 情報の収集		
第2 テーマ設定	7
第3 事例の整理	8
1 事例の収集と整理の仕方について		
(1) 事例の収集		
(2) 事例の整理		
2 保護者の学びにつながる事例について		
(1) 子どものために保護者が学ぶ取組		
(2) 親子が互いに刺激し合いながら一緒に学ぶ取組		
(3) 社会に開かれた教育課程の推進		
3 参加が困難な保護者への対応事例について		
第4 提言	15
参 考	17
岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員の会議委員名簿		
提言の概要		

はじめに

現代社会においては、人口減少や高齢化、核家族化の進行、経済格差による国民生活の二極化や過疎・過密化による地域格差などを背景に、子どもや家庭、地域社会の在り方が急速に変化しています。このような状況の中、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されており、それらの向上や再構築についての支援に関する取組が強く求められています。

岡山県の子どもをめぐる状況は、暴力行為などの問題行動や不登校、学力問題など、厳しいものがあります。

このような中、岡山県生涯学習審議会では、「岡山県生涯学習基本計画」を策定しこれに基づき、県の生涯学習施策について調査・審議してきました。そして、生涯学習基本計画から教育振興基本計画へ移行して以降、教育振興基本計画の主要な課題をテーマに研究審議してきました。

また、岡山県社会教育委員の会議では、県の教育課題解決に向け、主に社会全体で子どもを育む教育支援体制づくりを中心に据えながら調査研究を進めてきました。

そしてこの度、生涯学習審議会と社会教育委員の会議は、審議内容が密接に関係することから、この2つの会議を同時開催することとし研究を進めることとなりました。今回の研究では、これまでの研究が子ども中心で、保護者に焦点を当てた研究が少なかったことや、県の教育課題の解決に向け家庭における保護者の役割が重要であることなどから、研究課題を「保護者・地域の大人・子どもと共に学ぶ取組の推進について～学校という場を拠点にした取組事例を中心に～（仮）」と設定しました。

この研究では、全ての保護者が最も接点を持ちやすい学校に焦点を当て、学校という場を拠点にした保護者の学びについて、県内外の好事例を収集し、学校行事やP T A等の取組における保護者の学びにつながる事例を整理しました。

この提言で、保護者の学びの意味、学校という場を拠点にした保護者の学び場の意味を再認識していただき、効果的な保護者の学びの在り方が県内各地で実施されることを期待します。

岡山県生涯学習審議会
及び岡山県社会教育委員の会議
議長 熊谷 愼之輔

第1 現状と課題

まず、家庭における保護者の役割と、子育てに関する保護者の学びについて、その根拠を確認します。そして、保護者の学びの現状について、国の調査から確認することとします。

1 家庭における保護者の役割と、保護者の学びについて

教育基本法第10条第1項で、家庭における保護者の役割については、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」とされており、また、子育てに関する保護者の学びについては、「…生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とされています。

そして、同法第10条第2項で「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とされており、子どもたちにこのような資質・能力を身に付けさせるために必要な学習内容や情報等が子育てに関する保護者の学びに当たります。

2 保護者の学びの現状について

次に、子育てに関する保護者の学びの現状について、国の調査から確認すると、次のような実態が分かりました。

(1) 講座や研修会への参加

平成28年度の国の調査「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～」によると、子育てについての「悩みや不安がある」と回答した保護者は、平成28年度は41.4%と平成20年度に比べ若干増えています。（図1参照）

しかし、その悩みや不安を解決するための講座や研修会への参加について、悩みや不安を持つ保護者は、そうでない保護者に比べて、家庭教育に関する講座や研修会の参加割合が高くはなっていますが、「よく参加する」と「時々参加する」を合わせても16.7%と低い状況になっています。（図2参照）

図1 あなたは、今、子育てについて悩みや不安がありますか。

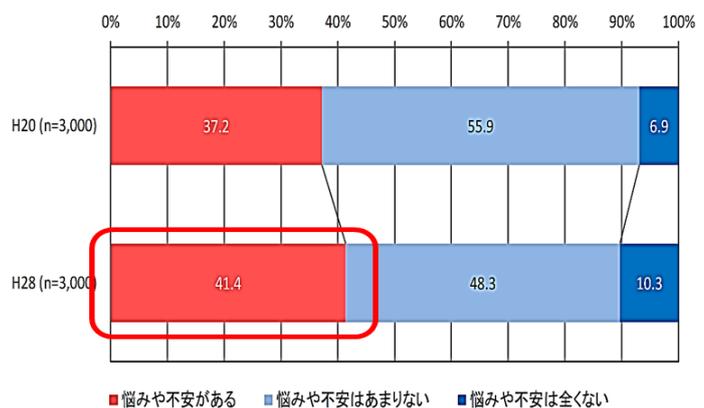
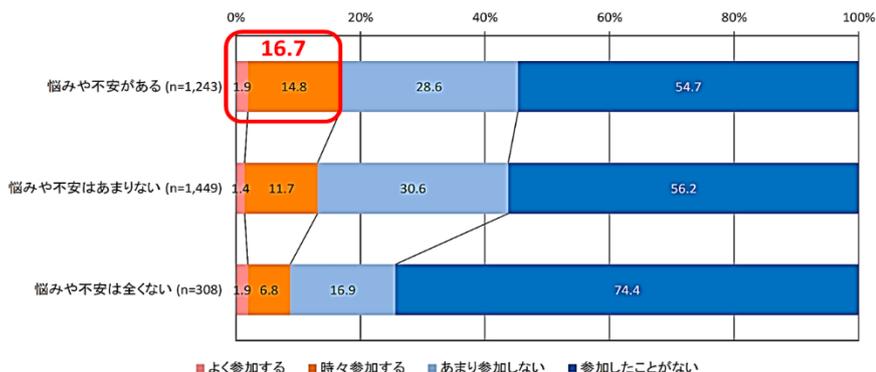


図2 子育てに悩みや不安を持つ親の「講座や研修会などへの参加状況」



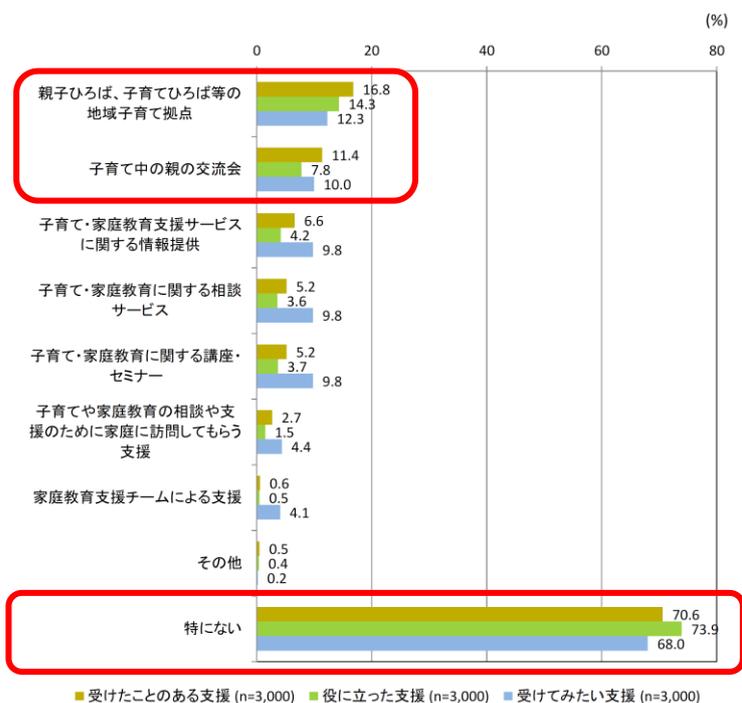
平成28年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～」

また、家庭教育支援については、「受けたことのある支援」、「役に立った支援」、「受けてみたい支援」のどれについても、「特にない」が最も高く、それぞれ70.6%、73.9%、68.0%になっています。

次いで、若干ではありますが、「親子ひろば、子育てひろば等の地域子育て拠点」、「子育て中の親の交流会」のような気軽に参加できる交流の場が高くなっている状況です。（図3参照）

図3

あなたが子育てや家庭教育について受けたことのある支援や、役に立った支援をお答えください。（複数回答）／あなたが受けてみたいと思う子育てや家庭教育の支援をお答えください。（複数回答）



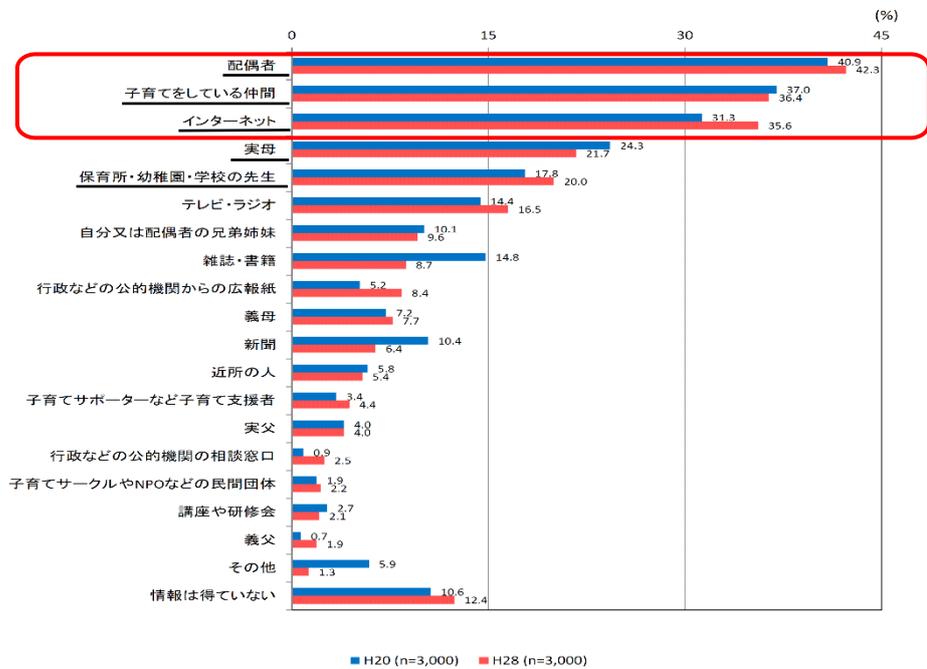
(2) 情報の収集

次に、子育ての悩みや不安を解決するための情報収集については、国の調査によると、情報入手先は「配偶者」「子育てをしている仲間」「インターネット」が高くなっています。（図4参照）

また、平成20年度と平成28年度を比較すると、情報の入手先の相手は、「子育てをしている仲間」「実母」が若干減少し、「配偶者」「保育所・幼稚園・学校の先生」が増えるとともに、

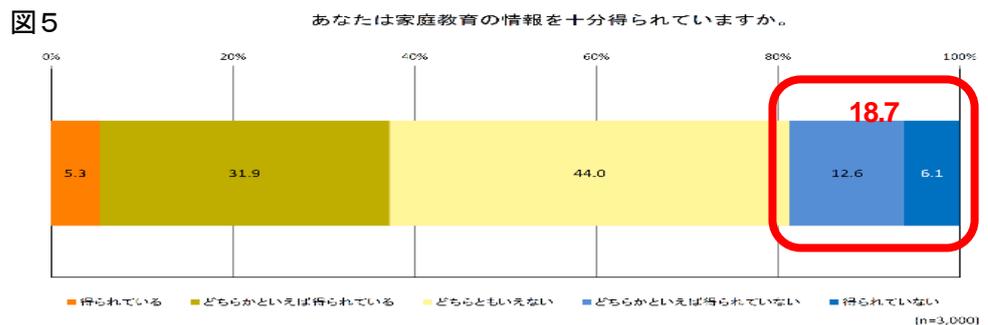
インターネットからの情報収集が増えるなど、保護者にとっての情報を入手する身近な人やものが変化しています。

図4 あなたは、家庭教育に関する情報を、主に誰またはどこから入手していますか。入手頻度の多い順番に3つまでお答えください。(複数回答として集計)



※1～3番目の回答を複数回答として集計したため、各選択肢の割合を合計しても100とはならない。

加えて、情報を十分得られているかの問いには、「どちらかといえば得られていない」「得られていない」を合わせると18.7%あり、子育てについて必要な情報が届く支援体制が求められます。(図5参照)



第2 テーマ設定

今回の研究は、県の教育課題の解決に向け、家庭における保護者の役割は重要であることから、子育て世代である保護者の学びに焦点を当て研究を行うこととしました。

しかし、現在、悩みや不安がある保護者は約4割程度いるものの、その悩みや不安を解決するための講座や研修会への参加については低く、子育てや家庭教育について、「受けたことのある支援」や「受けてみたい支援」は、「特にない」と回答する保護者が多くいるなど、保護者の学びに向かう力は弱い現状があります。

また、悩みや不安の解決につながる情報収集については、社会や生活の変化に伴って、相談できる身近な相談相手や手段も変化しており、必要な情報が得られていない保護者もいる状況です。

このような状況の中、家庭学習の時間が他県と比べて少ないことへの対応や、スマホ・ネット問題の対応のように、各家庭で解決していくことが望まれる教育課題について、県教育委員会として全ての保護者への対応が求められているところです。

そこで、今回の研究では、全ての保護者が最も接点を持ちやすい学校に焦点を当て、県内外の好事例を収集し、学校行事やPTA等の取組における保護者の学びにつながる事例を整理することで、学校という場を拠点にして、保護者が保護者同士・地域の大人・子どもと関わりながら学ぶ意味や、効果的な取組について研究することとしました。

研究テーマ

(仮) 保護者・地域の大人・子どもと共に学ぶ取り組みの推進

～学校という場を拠点にした取組事例を中心に～

第3 事例の整理

1 事例の収集と整理の仕方について

(1) 事例の収集

今回収集した事例は、下の表のとおりで、1,015 事例です。県内の幼稚園、小学校、中学校については、県教育庁生涯学習課が実施している「PTA活動状況調査」から事例を確認しました。高等学校については、岡山県高等学校PTA連合会「会報」に掲載されている事例を確認しました。

また、県外については、平成28年度から平成30年度の文部科学大臣表彰「優良PTA表彰」を受賞している事例の他、平成29年度の全国都道府県教育長協議会の報告書に記載された事例を参考に確認しました。

	事例	事例数
県内	・PTA活動状況調査 平成28年度～平成30年度に県教育庁生涯学習課が実施した調査。 対象は、幼稚園、小学校、中学校のPTA活動（岡山市を除く）。	791 件
	・岡山県高等学校PTA連合会「会報」 平成23年度～令和元年度分に掲載された活動事例。	48 件
県外	・文部科学大臣表彰 優良PTA表彰 平成28年度～平成30年度の事例。	140 件
	・平成29年度の全国都道府県教育長協議会の報告書（「今後の家庭教育支援の在り方について～定量的な効果検証の試みと好事例の収集～」）で紹介された事例 平成28年度～平成30年度PTCA活動支援事業（兵庫県）の事例。	36 件

(2) 事例の整理

収集した事例は、各PTAにおいて学校・地域の実状に応じた特色ある取組が多様な観点から記載されていました。保護者の学びにつながる事例について、直接的につながる研修だけでなく、間接的に保護者の学びにつながる取組も確認できたことから、それらを合わせて「保護者の学びにつながる事例」として収集するとともに、「参加しにくい状況にある保護者に届く学びの事例」も併せて抽出しました。

また、その際、子育てに関して保護者が学び、積極的に課題を解決していこうとする意欲は弱い現状を踏まえ、参加意欲の高まる工夫についても注目することともに、地域とともにある学校運営が求められていることから、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、PTCA活動についても併せて着目しました。

2 保護者の学びにつながる事例について

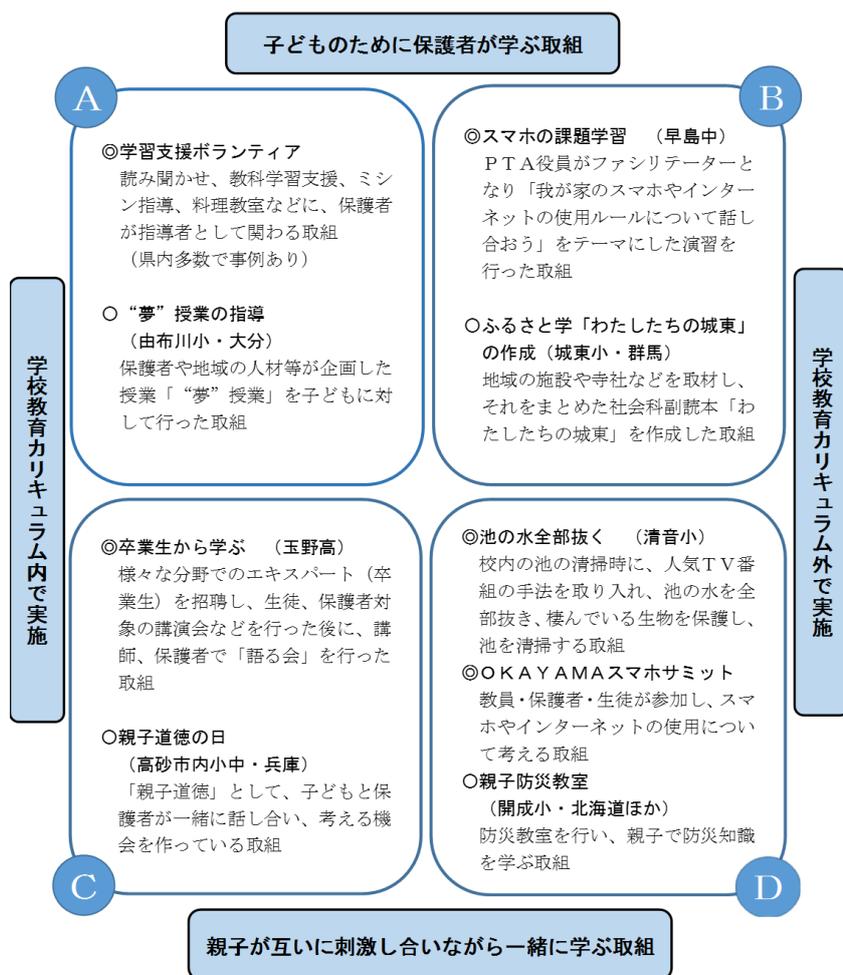
まず、「保護者の学びにつながる事例」についてです。

保護者の参加意欲が高まる工夫を実施している事例のうち、県内の事例と、県外の文部科学大臣表彰を受賞している優れた事例を比較しながら、注意して見ていくと若干の違いがありました。県外の実例については、「親子が互いに刺激し合いながら一緒に学ぶ取組」が多く目立つことです。逆に、県内の事例は、「子どものために保護者が学ぶ取組」が充実している反面、「親子が互いに刺激し合いながら一緒に学ぶ取組」が少ないことです。

そこで、学校という場を拠点にしたPTAの取組の中で、「保護者の学び」につながるものを、「子どものために保護者が学ぶ取組」と「親子が互いに刺激し合いながら一緒に学ぶ取組」の2つ視点から整理しました。

また、この視点に加えて、学習指導要領改訂以降、「社会に開かれた教育課程」が重要であることから、その取組が学校教育のカリキュラムの中の取組か、外の取組かについても分類の視点を加えることで、図6のようにPTA等の取組を4つの視点に分類し整理しました。

図6 ○学校行事やPTA行事で「保護者が学ぶ場」の参考事例



※ ◎：県内の事例、○：県外の実例

(1) 子どものために保護者が学ぶ取組

はじめに、図6の上段、「子どものために保護者が学ぶ取組」についてです。

学校内 (A) では、今までの「おかやま子ども応援事業」の取組の推進によって、多くの学校で充実しています。読み聞かせ、ミシン指導等の学校支援ボランティア、保護者も指導者として関わっています。県外の特色ある取組では、大分県由布市立由布川小学校の「”夢”授業」、保護者や地域の大人が指導者となり授業を行うことで、子どもたちへのキャリア教育を担っています。

学校外 (B) では、早島町立早島中学校のPTAの取組で、スマホ・ネット問題を保護者が学び、ファシリテーターとして活躍した事例です。この他、浅口市立金光小学校などのPTAの取組で、親父の会などの自然体験活動で指導者になっている事例等、多数の取組事例がありました。県外の特色ある取組では、群馬県高崎市立城東小学校のPTAの取組で、保護者が地域を勉強しながら社会科の副読本を作成しています。

このような「子どものために保護者が学ぶ取組」について、取組の意味や効果をまとめると次のようになります。

【取組の傾向】	・ 幼児や小学生への取組の方が多い
【保護者の学び】	・ 子どもに教える知識や技能の学び直し、また、教える方法を学ぶこと ・ 子どもを集団の中で俯かんに捉え「見方・考え方の変化」を学ぶこと ・ 地域づくりを担う人材が地域の中で「循環」していることを学ぶこと

まず、取組の傾向については、大人と子どもの関係が、教える側と教えられる側の関係の中で進められる取組になっていることから、取組の傾向として、中学生・高校生より、幼児や小学生などのように、比較的若い子どもへの実施の方が多い傾向があります。

次に、保護者の学びについては3つの学びがあると考えられます。1つ目は、保護者の立場から見ると、今まで培ってきた知識や技能を子どもたちに教える場であり、子どもたちに教えるために、もう一度正しい知識や技能を学び直すことや、子どもたちが理解しやすい方法について学ぶことにもなっています。2つ目は、このような取組を通して、家庭内での親子関係から、家庭の外での保護者と子どもについて、それぞれの存在を俯かんに捉えることができる場となっており、保護者にとっても子どもにとっても双方に、それぞれの存在に対する「見方・考え方の変化」を促す場となっています。3つ目は、このような取組は、同世代の保護者のみならず、多様な世代の地域の大人との関わりを生み、彼らとの交流の中で、保護者自身、様々な出来事・行事を段階的に経験しながら、地域づくりを担う人材が地域の中で「循環」していることに気づかされる場となっています。そして、これらの取組を通して、充実感や生きがいを見出し、積極的に参加されている方もおられます。

ただ、実態としては、共働きの家庭が増える中、取組を担う保護者は少数で、多くは子育てを終えた世代が中心として担っています。

(2) 親子が互いに刺激し合いながら一緒に学ぶ取組

一方、「親子が互いに刺激し合いながら一緒に学ぶ取組」についてです。

学校内 (C) の特色ある取組としては、県外で兵庫県高砂市の「親子道徳の日」がありました。高砂市内の全ての小中学校で参観日に親子で道徳の授業を行っており、道徳の教材が子ども

ものみならず、保護者にとっても多様な道徳的価値について考えることができおり、保護者自身の学びにつながるるとともに、各家庭の中で行う基本的倫理観などの教え方へのヒントを学ぶ場や、自分の子育てを振り返る場にもなっています。(別添資料○参照)

また、県内ではあまり事例がなかったのですが、県立玉野高等学校で実施している「玉高で語ろう会」では、各分野で活躍する卒業生を招聘して、親子で聞く講演会を実施しています。講演会の後は、PTA役員等の保護者と講師で「語る会」を実施し、更に保護者の学びを深めています。今年度は、お笑いタレントで、収納王子として人気のコジマジック氏を招へいし、「勉強に活用できる収納術」と題して講演会をしています。講演を通して生徒と保護者が同じ場を共有し、その後の家庭の中で、「職業観、人生観等」について話し合うきっかけづくりとなっています。

学校外(D)では、岡山県教育委員会・岡山市教育委員会・山陽新聞社が共催で実施している「OKAYAMA スマホサミット」です。平成26年度からスマホの長時間利用やネット依存等への対応から毎年実施している取組で、平成30年度から保護者部会も立ち上げ、保護者の目線で、子どものスマホ・ネット問題について検討しています。参加した感想を見ると、スマホ・ネット問題は保護者が子どもの時にはなかった課題で、保護者自身もスマホ・ネットに依存している状況もあり、一緒に同じ立場で考えることのできる場になっていることが伺えます。また、参加した子どもの感想においても、「親や大人が子どもに寄り添って考えてくれて、うれしく感じた」と回答した生徒がいるなど好影響を与えています。その他、成果報告会に参加した教員や市町村教育委員会からは、保護者と子どもがスマホ・ネット問題について、お互いの気持ちを理解し合いながら家庭のルールを考え、解決に向けて子どもと一緒に議論できる場の必要性を多くの方が求めており、社会的なニーズを感じ取ることができます。(別添資料○参照)

この「OKAYAMA スマホサミット」の取組では、なかなか上手くいかない家庭でのルールづくりについて、同世代の子どもとその保護者が一緒に学んでいくことで、不安を抱える保護者に安心感を与えています。また、同じ悩みを抱える保護者同士の「人とのつながり」の中で悩みを克服していくきっかけを与えてくれるとともに、その場への参加により自分を俯瞰的に捉え、保護者としての成長に気づくきっかけを与えています。

その他、県内の事例では、総社市立清音小学校で実施している「池の水全部抜く」がありました。テレビ番組でも人気の取組を、NPOの協力の下、保護者を中心に子どもと一緒に取り組んでいます。この取組も同様に、同じ体験を通して親子で共感しながら環境教育について学ぶ取組になっています。県外の事例では、札幌市立開成小学校の親父の会が企画した防災キャンプも、親子で一緒に災害時の避難所のシミュレーションを体験しながら学んでいます。

このような「親子が互いに刺激し合いながら一緒に学ぶ取組」については、取組の意味や効果をまとめると次のようになります。

- | | |
|----------|---|
| 【取組の傾向】 | ・一緒に体験しながら学ぶ、幼児や小学生向けの取組
・一緒に議論しながら課題解決を目指す、中学生・高校生向けの取組 |
| 【取組の特徴】 | ・子どもと保護者が当事者として課題解決に向けて学ぶテーマ設定
・子どもを巻き込むことで、保護者は参加のきっかけとなる |
| 【保護者の学び】 | ・子どもの柔軟な発想に刺激されて保護者自身の深い学び
・親子で一緒に課題解決に向かう練習の場としての学び |

まず、取組の傾向については、これらの取組は保護者も子どもも同じ学習者として、一緒に刺激し合いながら学ぶ取組になっています。そのため、一緒に体験しながら学ぶ幼児や小学生

向けの取組から、地域課題や現代的な課題について一緒に議論しながら課題解決を目指す中学生・高校生向けの取組と、子どもの発達段階に応じて取り組み方が変化しています。

次に、取組の特徴としては、この取組の報告書には活気を感じ、多くの保護者を巻き込む魅力がありますが、それはスマホ・ネット問題のように子どもにも保護者にも身近な課題で、それぞれが当事者として取り組まないと課題解決には至らないテーマ設定となっていることが理由の一つと考えられます。同じことは環境問題や防災問題、伝統文化の継承、地方創生など、新たに生まれる現代的な課題についても、保護者も子どもも課題の当事者としての意識を持つことで、「親子が互いに刺激し合いながら一緒に学ぶ取組」が有効に活用され取組まれています。また、これらの取組は、子どもを巻き込むことで、保護者は参加のきっかけとなり、多くの保護者が参加しやすい環境になっていることから、これらの取組には活気を感じるのではないかと考えられます。

また、保護者の学びとしては、子どもの柔軟な発想に刺激されて保護者自身も深い学びへと促されています。保護者と子ども、同世代の家族とともに、一緒に課題解決に取り組む場となることで、親子と一緒に課題解決の「方法」を学ぶ場となっていることが分かりました。これは、今後、子どもの成長に伴って訪れる課題に対して、親子で一緒に解決に向かっていくための練習の場として応用していくことができると考えられます。

(3) 社会に開かれた教育課程の推進

全ての保護者が最も接点の多い学校という場に注目して、保護者の学びについてのメリットを整理すると、「最も身近で、子どもをきっかけとして参加できる場」であり、「日々の子育てで生じる悩みや不安を同じ立場の保護者と共有できる場」、「保護者同士や子どもと一緒に学び合うことのできるきっかけの場」であり、「子どもの発達段階に合った子育ての情報を提供してくれる場」など、重要な役割を担っていると改めて認識できます。

また、地域や人とのつながりに視点を当てると、「学校という場を拠点として同世代の子どもの保護者とつながる接点」であり、「地域とのつながりを与えてくれる接点」などとして、重要な役割を果たしていると考えられます。

そして、今回整理した図6のような取組事例を持続可能な取組として考えていく場合、保護者の学びにつながる取組についても、地域学校協働活動の中で充実していくことが重要で、学校の教育カリキュラム内で実施するのか、教育カリキュラム外で実施するのか、地域の実状に応じて、意図的・計画的に工夫していくことが求められます。

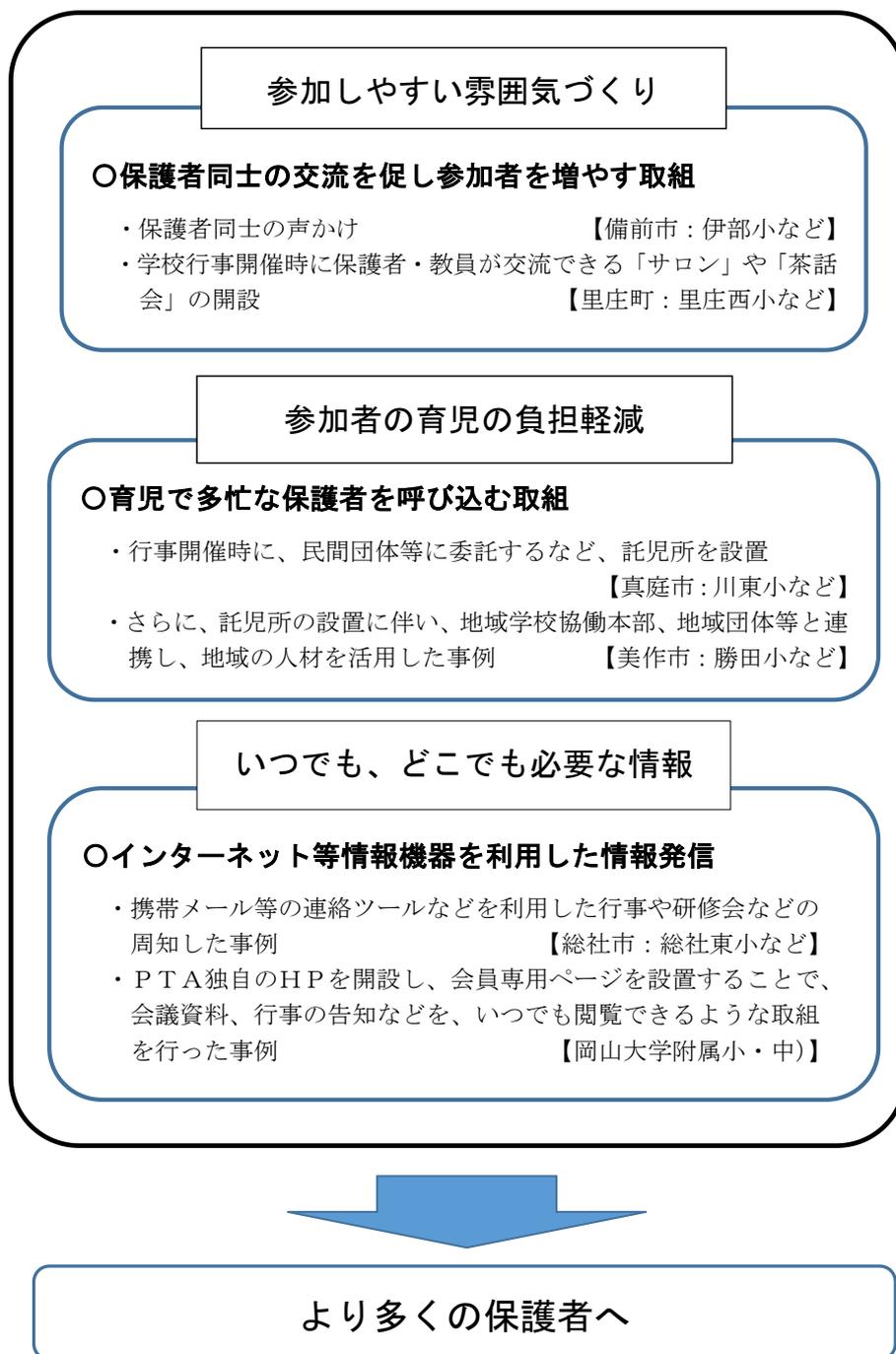
特に、困難を抱える保護者への対応の充実が求められる中、全ての保護者に子育てに必要な学びを届けることは困難な状況にあることを踏まえると、学校という場を拠点にして保護者の学びを充実させていくことは有意義な方法と考えられます。

その際、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用し、地域の教育力や家庭の教育力をどう支援していくのか「協議の場」の中で検討するなど、学校、家庭、地域が連携した取組の推進となるよう工夫が求められます。

3 参加が困難な保護者への対応事例について

次に、悩みや不安の解決につながる情報収集について、必要な情報が得られていない保護者もいる状況があることから、参加しにくい状況にある保護者に届く学びの事例を収集したところ、県内にも多数の取組が行われており、図7のように大きく3つの観点、「参加しやすい雰囲気づくり」「参加者の育児の負担軽減」「いつでも、どこでも必要な情報」に分けて整理することができました。

図7 ○参加が困難な保護者への対応事例について



まず、「参加しやすい雰囲気づくり」では、保護者の参加しやすい学校行事との同日開催で気軽に交流できる場として、「サロン」「茶話会」を工夫している事例があります。県内では、里庄町立里庄西小学校など、多数の学校園で取り組まれています。これらの取組は、参観日など保護者が集まる学校行事で行われていることが多く、保護者自身の子育ての悩みや不安を、同じ立場の保護者同士で情報交換でき、悩みを共有することで、保護者にとっての学びの場、悩みを解決、不安を解消できる場となっていると考えられます。

次に、「参加者の育児の負担軽減」ですが、学校、PTA行事開催時に託児所を開設し、乳幼児など小さい子どもがいる家庭にとって、安心して参加できる体制整備として工夫されています。県内では、矢掛町立小田小学校などで取り組まれており、中には美作市立勝田小学校など、地域の力を借りて運営している所もありました。

最後に、「いつでも、どこでも必要な情報」についてです。県内では、岡山大学附属中学校などで取り組まれています。この部分は県内では少し弱い状況のようです。島根県松江市立内中原小学校や茨城県水戸第三高等学校のようにホームページやSNSを充実させ、研修会の案内や記録を発信するなど、情報を届ける事例が見受けられました。この他、研修の講義を動画でホームページに公開している青森県や福岡県の事例もありました。共働きが増える中、研修に参加したくても参加できない保護者に研修の様子を伝えていく方法として有効な取組として考えられます。

これらの取組は、「第1-2- (1) 講座や研修会への参加」や「第1-2- (2) 情報の収集」で指摘した、悩みや不安の解決につながる研修会等に参加できていない状況にある保護者や、必要な情報が届いていない状況にある保護者にとって、研修会等に参加しやすい雰囲気づくりの実施や、負担軽減につながる体制整備、いつでも、どこでも必要な情報が届く環境整備を整えていくことは重要と考えられ、地域の実状に応じて取組の推進が求められます。

第4 提言

以上、県の教育課題の解決に向け、家庭における保護者の役割の重要性を踏まえ、保護者の学びの場の充実のために、市町村・学校、保護者・PTA等に求められることを提言としてまとめます。

市町村・学校へ

① 今回整理した4分割表の活用を！

○「親子が互いに刺激し合いながら一緒に学ぶ取組」の充実

子どもを巻き込むことで、保護者の参加の動機につながるメリットを活かし、子どもと保護者が一緒に学べる取り組みを充実させていくことが求められます。

○「子どものために保護者が学ぶ取組」をきっかけにした地域づくり

保育所・幼稚園・認定こども園、小学校のボランティアとしてのスタートするきっかけの時間を大切にして、保護者同士だけでなく、多様な世代の地域の人との関わりを通して、地域づくりを担う人材の育成につなげていくことが求められます。

○保護者の学びを地域学校協働活動の中で充実

子どもの教育には、学校・家庭・地域が重要であることから、保護者の学びにつながる取組についても、地域学校協働活動の中で充実が求められます。

○従来の取組を4分割表に当てはめ、整理することで見直しのきっかけづくり

市町村、学校の取組を、今回整理した4分割表を参考に、従来の取組の見直しが求められます。

② 困難を抱える保護者への対応を！

○サロンなどの交流の場開設で「参加しやすい雰囲気づくり」

保護者の参加しやすい行事等との同日開催で、気軽に交流できる「サロン」「茶話会」などの工夫により、保護者同士の交流、相談の場の設置が求められます。

○行事開催日には託児所開設で「参加者育児の負担軽減」

行事の開催日には地域の力を借りるなどして託児所を開設し、育児で多忙な保護者の参加への配慮が求められます。

○インターネット等の活用で「いつでもどこでも必要な情報」

ホームページやSNSを充実させ、研修会の案内や記録を発信したり、研修の講義を動画でホームページに公開したりするなど、共働きが増える中、研修に参加したくても参加できない保護者等へ必要な情報を提供していくことが求められます。

保護者・PTA等へ

① 子ども・保護者にとっての学びの場

○現代的課題や地域課題などを親子で一緒に学ぶ取組を推進

子どもも保護者も当事者として関わる現代的な課題や地域課題などは、子どもと一緒に解決に向けて取り組んでいくことを期待します。

② 地域づくりを担う人材として

○多様な世代との交流を通して地域活動への参加、次世代への継承

地方創生が叫ばれる中、子育ての様々な出来事や行事を経験しながら、多様な世代との交流を通して、地域づくりを担う人材として役割を果たすとともに、その役割を次世代につないでいくことを期待します。

【参 考】

岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員の会議委員名簿

【任期 平成30年7月6日～令和2年7月5日】

番号	氏 名	役 職 名	選出分野
1	井 辻 美 緒	(一社)やかげ小中高子ども連合代表理事	社会教育関係者
2	井 上 和 也	岡山県社会教育委員連絡協議会理事	社会教育関係者
3	大 西 泰 子	(一社)岡山県婦人協議会会長	社会教育・家庭教育関係者
4	小 田 幸 伸	高梁市教育委員会教育長	学識経験者
5	神 田 敏 和	岡山県PTA連合会会長	社会教育関係者
6	熊 谷 慎之輔	岡山大学大学院教育学研究科教授	学識経験者
7	清 水 玲 子	(株)山陽新聞社文化部部長	学識経験者
8	延 江 典 子	岡山県青年団協議会副会長	社会教育関係者
9	波 多 洋 治	岡山県議会議員	学識経験者
10	福 本 まゆみ	岡山県立総社南高等学校長	学校教育関係者
11	藤 井 弥 生	NPO法人輝くママ支援ネットワークばらママ代表理事	家庭教育関係者
12	藤 木 茂 彦	(株)丸五代表取締役社長	学識経験者
13	松 本 俊 郎	放送大学岡山学習センター所長	学校教育関係者
14	村 上 岳	瀬戸内市民図書館長 (岡山県都市図書館協会副会長)	社会教育関係者
15	村 木 生 久	岡山県公民館連合会会長	社会教育関係者

(50音順)